

船舶事故調査報告書

令和元年8月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年12月13日 11時20分ごろ
発生場所	岡山県瀬戸内市玉津港南方沖 上筏灯標から真方位296° 1.6海里付近 (概位 北緯34°38.9′ 東経134°10.5′)
事故の概要	漁船第二有多加丸は、えい網しながら西南西進中、また、漁船続和丸は、北北西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成30年12月27日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第二有多加丸、4.95トン OY3-16941、個人所有 B 漁船 続和丸、4.5トン OY3-21641、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板に破口 B 船首部ブルワークに曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長A及び甲板員1人が乗り組み、なまこ漕ぎ網をえい網しながら、約3ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で、手動操舵により西南西進していた。 船長Aは、左舷船首約200mのところにB船を初認し、日頃から航行中の船舶が操業中のA船を避けてくれるので、B船もA船を避けてくれると思い、B船の動静を見ながら操業を続けていた。 A船は、船長Aが、B船が進路を変える気配がなく、約30~40mまで接近したので、危険を感じて機関を中立運転とし、網の抵抗を利用して減速したものの、左舷船首部とB船の船首部とが衝突した。 A船は、汽笛を装備していた。 B船は、船長B及び甲板員1人が乗り組み、玉津港南方沖に設置してあるかき筏での作業を終え、同港に向けて帰途につき、約4~5knの速力で手動操舵により北北西進していた。 船長Bは、操舵室で船首方を向き、他のことを考えながら航行していたところ、突然衝撃を受け、A船に衝突したことを知った。

<p>分析</p>	<p>A船は、えい網しながら西南西進中、船長Aが、B船が操業中のA船を避けてくれると思い、操業を続けたことから、衝突を避ける時機を失し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、北北西進中、船長Bが、他のことを考えながら操船していたことから、船首方のA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船がえい網しながら西南西進中、B船が北北西進中、船長Aが、B船が操業中のA船を避けてくれると思い、操業を続け、また、船長Bが他のことを考えながら操船していたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、操船に集中し、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。 ・操業中においても、自船に接近する他船を認めた場合には、早期に汽笛等で疑問信号を行うとともに、避航措置を講じること。